平成２３年（フ）第２５５号
群馬県高崎市箕郷町生原22番地１　スパイラルヒル202号
債務者　清水　祐子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５６号
群馬県高崎市新町3267番地１　県営203号
債務者　清水　弥生
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２５７号
群馬県高崎市上里見町27番地２　光マンション203号
債務者　三堀　春子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５２５号
埼玉県川越市清水町８番地７
債務者　浦浪　ミヱ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８７号
埼玉県本庄市本庄３丁目２番８号
債務者　大森　寿代
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９３号
埼玉県大里郡寄居町大字藤田227番地１　メゾン幸101
債務者　宇津木裕美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９８号
埼玉県大里郡寄居町大字藤田227番地１　メゾン幸101
債務者　宇津木忠明
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字行永2180番地の５市営住宅７号
債務者　廣田トミエ
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
京都府舞鶴市字行永2180番地の５市営住宅７号
債務者　廣田　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
大阪府富田林市高辺台３丁目11番15号
債務者　寺西　康行
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
堺市堺区錦之町東１丁１番６号　白龍ビル２－Ｅ、前住所堺市南区槇塚台１丁10番18―1308号
債務者　奥村　孝子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
堺市美原区多治井116番地１　103号、前住所堺市堺区神石市之町10番24号
債務者　小田　　武
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
大阪府松原市一津屋３丁目２番34―408号
債務者　新留　純一
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７７７号
堺市堺区三条通１番１号
債務者　樋上　盛雄
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８００号
大阪府松原市東新町５丁目11番23―905号
債務者　海野　和夫
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
大阪府松原市東新町５丁目11番23―905号
債務者　海野　栄子（旧姓河手）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４２号
大阪府柏原市大正２丁目２番21号
債務者　栗本　美敏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係